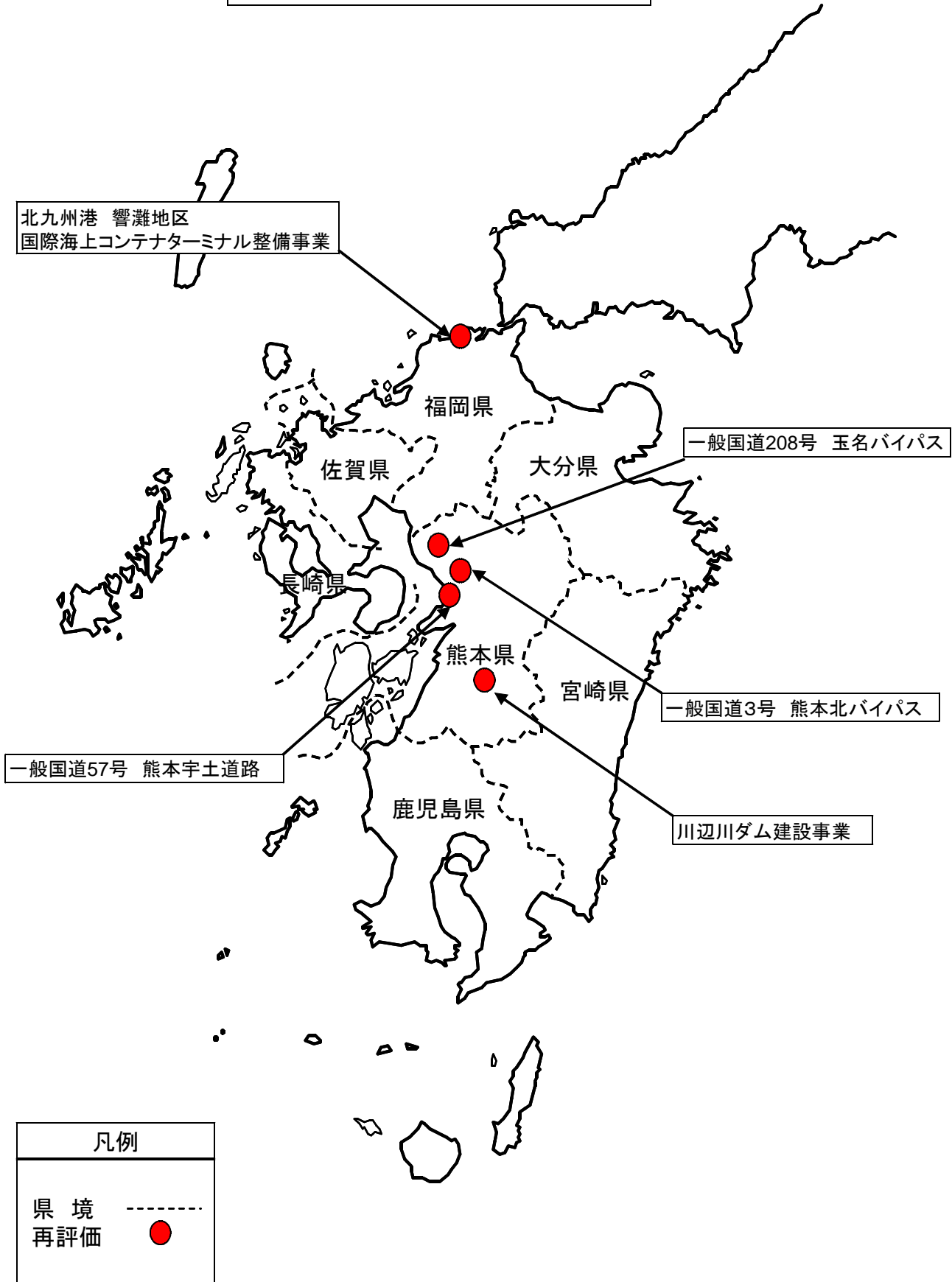


位置図(再評価)



九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿

あかし ひろよし

明石 博義 (社)九州・山口経済連合会 副会長

あさの なおひと

浅野 直人 福岡大学法学部教授

いのうえ のぶあき

井上 信昭 福岡大学工学部教授

おの ゆういち

小野 勇一 九州大学名誉教授(いのちのたび博物館館長)

くすだ てつや

楠田 哲也 九州大学大学院工学研究院教授

じつづみ としや

実積 寿也 九州大学大学院経済学研究院助教授

ぜん こうき

善 功企 九州大学大学院工学研究院教授

のみやま みちこ

野見山 ミチ子 NPO直方川づくりの会理事長

(五十音順、敬称略)

○委員長、副委員長の選出

- ・九州地方整備局事業評価監視委員会規則第3条7項に基づき、委員長に楠田委員、副委員長に明石委員及び善委員を選出した。

○平成18年度委員会の運営について

- ・平成18年度委員会の運営について審議を行い、効果的かつ効率的な委員会運営のため、委員会で重点審議事業を選定する「重点審議事業選定委員」を置き、対象事業ごとの性格に応じた審議を行っていくことので了承された。
- ・委員会の公開については、マスコミのみの公開とすることで、了承された。

※委員会での重点審議事業を選定する「選定委員」を以下のとおり選出した。

- ・河川事業 ・ ・ ・ 小野委員
- ・道路事業 ・ ・ ・ 井上委員
- ・ダム、営繕事業 ・ ・ ・ 浅野委員
- ・港湾事業 ・ ・ ・ 楠田委員長

○重点審議事業の選定説明

本日の審議事業における重点審議事業、要点審議事業の選定理由について、港湾事業の選定委員である楠田委員長、道路事業の選定委員である井上委員、及びダム事業の選定委員である浅野委員の代理として、楠田委員長より説明を行った。

○審議結果

事務局より再評価対象事業（港湾1事業、道路3事業、ダム1事業）について説明し、審議を行った。

【北九州港響灘地区 国際海上コンテナターミナル整備事業】 ・ ・ ・ 事業継続

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

■委員会での主な意見

- ・利用促進に向けた地域へのPRを積極的に推進していただきたい。
- ・今後とも、国土交通省の組織の利点を生かして、海陸一体となった輸送基盤の整備を推進していただきたい。

【一般国道 3号 熊本北バイパス】 ・ ・ ・ 事業継続

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

■委員会での主な意見

- ・利便性が向上する地域の道路づくりを、効率よく進めていただきたい。

【一般国道208号 玉名バイパス】・・・事業継続

【一般国道 57号 熊本宇土道路】・・・事業継続

■審議の結果、一般国道208号 玉名バイパスについては、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

また、一般国道57号 熊本宇土道路については、対応方針（原案）を一部修正ののち、事業継続で了承された。

■委員会での主な意見

- ・今後、高規格幹線道路などでは、路線全体でも評価するように検討していただきたい。
- ・今後も地域と連携して事業を進めていただきたい。
- ・今後の道路整備においても、周辺の景観や自然環境に配慮していただきたい。

【川辺川ダム建設事業】・・・事業継続

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

（対応方針抜粋）

事業は継続し、当面の間は、道路整備等の生活再建対策及び諸調査を実施することとする。

■委員会での主な意見

- ・今後、状況の進展に応じて報告すること。

○その他

事務局より、ダム事業についての状況紹介が行われた。

【城原川ダム建設事業】

**九州地方整備局事業評価監視委員会（平成18年度 第1回）
議 事 概 要**

日 時 平成18年8月7日（月）13：30～16：00

場 所 福岡市博多区 博多都ホテル 孔雀の間 （3F）

出席者

- ・委員 明石委員、井上委員、小野委員、楠田委員、実積委員、善委員、野見山委員
（欠席：浅野委員）
- ・整備局 小原 局長、鈴木 副局長、上村 副局長、澁谷 総務部長、芦田 企画部長、
森北 河川部長、吉崎 道路部長、鈴木 港湾空港部長、森安 営繕部長、
伊藤 用地部長 他

資 料

- ・資料 - 1 議事次第
- ・資料 - 2 九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿
- ・資料 - 3 九州地方整備局事業評価監視委員会（平成18年度 第1回）座席表
- ・資料 - 4 九州地方整備局事業評価監視委員会規則及び運営要領
- ・資料 - 5 平成18年度再評価及び事後評価対象事業一覧表
- ・資料 - 6 平成18年度の委員会の運営について（案）
- ・資料 - 7 平成18年度第1回委員会 事業再評価（港湾1事業、道路3事業、
ダム1事業）
- ・資料 - 8 " その他（ダム1事業の状況報告）

議 事

1. 開 会
2. あいさつ （九州地方整備局 小原局長）
3. 出席者の紹介
4. 委員会規則等について
5. 平成18年度委員会の運営について
6. 対象事業の審議
 - 1) 重点審議事業の選定説明
 - 2) 再評価対象事業の説明、審議（港湾1事業、道路3事業、ダム1事業）
 - ・北九州港響灘地区 国際海上コンテナターミナル整備事業
 - ・一般国道 3号 熊本北バイパス
 - ・一般国道208号 玉名バイパス
 - ・一般国道 57号 熊本宇土道路
 - ・川辺川ダム建設事業
7. その他（ダム1事業の状況報告）
 - ・城原川ダム建設事業
8. 閉 会

九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿

あかし ひろよし

明石 博義 (社)九州・山口経済連合会 副会長

あさの なおひと

浅野 直人 福岡大学法学部教授

いのうえ のぶあき

井上 信昭 福岡大学工学部教授

おの ゆういち

小野 勇一 九州大学名誉教授(いのちのたび博物館館長)

くすだ てつや

楠田 哲也 九州大学大学院工学研究院教授

じつづみ としや

実積 寿也 九州大学大学院経済学研究院助教授

ぜん こうき

善 功企 九州大学大学院工学研究院教授

のみやま みちこ

野見山 ミチ子 NPO直方川づくりの会理事長

(五十音順、敬称略)

委員長、副委員長の選出

- ・九州地方整備局事業評価監視委員会規則第3条7項に基づき、委員長に楠田委員、副委員長に明石委員及び善委員を選出した。

平成18年度委員会の運営について

- ・平成18年度委員会の運営について審議を行い、効果的かつ効率的な委員会運営のため、委員会で重点審議事業を選定する「重点審議事業選定委員」を置き、対象事業ごとの性格に応じた審議を行っていくことでも了承された。
- ・委員会の公開については、マスコミのみの公開とすることで、了承された。

委員会での重点審議事業を選定する「選定委員」を以下のとおり選出した。

- ・河川事業 ・・・小野委員
- ・道路事業 ・・・井上委員
- ・ダム、営繕事業 ・・・浅野委員
- ・港湾事業 ・・・楠田委員長

重点審議事業、要点審議事業の選定

本日の審議事業における重点審議事業、要点審議事業の選定理由について、港湾事業の選定委員である楠田委員長、道路事業の選定委員である井上委員、及びダム事業の選定委員である浅野委員の代理として、楠田委員長より説明を行った。

選定結果は、以下のとおりとなった。

港湾事業

- ・要点審議事業：北九州港響灘地区 国際海上コンテナターミナル整備事業

道路事業

- ・重点審議事業：一般国道 3号 熊本北バイパス
- ・要点審議事業：一般国道208号 玉名バイパス
一般国道 57号 熊本宇土道路

ダム事業

- ・重点審議事業：川辺川ダム建設事業

審議結果

事務局より再評価対象事業（港湾1事業、道路3事業、ダム1事業）について説明し、審議を行った。

【北九州港響灘地区 国際海上コンテナターミナル整備事業】・・・事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

委員会での主な意見

利用促進に向けた地域へのPRを積極的に推進していただきたい。

今後とも、国土交通省の組織の利点を生かして、海陸一体となった輸送基盤の整備を推進していただきたい。

委員からの主な質疑

ターミナルの利用における初年度実績と想定との差について

事務局：初年度利用率は、想定のおよそ10分の1程度であるが、知名度の低さ、関係機関との調整などの理由による。今後は、港湾管理者である北九州市と連携して、さらにPRに努める。

ターミナルの具体的なPR方法について

事務局：主に利用者などの関係者へのPRが中心である。

船舶航行の安全性の向上に必要な静穏度の確保の意味について

事務局：防波堤が無い場合、波浪や回折波により小型船がコンテナ船の航路を航行するため、防波堤を整備し、波浪を抑えることにより、小型船の航路を確保し、小型船と大型船が輻輳しないようになる。

新若戸道路の進捗状況、新若戸道路完成による効果と本事業の便益との関連について

事務局：平成20年代の早い時期に供用できるように鋭意工事を進めている。また、本事業の便益には新若戸道路完成による効果は見込んでいない。

【一般国道 3号 熊本北バイパス】・・・事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

委員会での主な意見

利便性が向上する地域の道路づくりを、効率よく進めていただきたい。

事業の完了予定時期について、可能な限り明記すること。

委員からの主な質疑

便益算出の前提条件について

事務局：平成42年の将来交通量により便益を算出している。また、植木BP、西環状道路、熊本東BPなどの実現可能性の高い計画路線は、ネットワークの整備が完了しているとの前提条件である。

事業完了の見込み、及び今後の事業費の見込みについて

事務局：先日、国土交通省道路局が今後、概ね10年間の道路の整備目標とその達成に必要な事業量等を示した「道路整備の中期ビジョン（案）」を作成した。その中期ビジョンにおいては、現在、事業中の箇所については、ある程度の予算制約を加味しているが、平成30年頃には事業が完了している。また、未事業化箇所においては、平成30年頃には完成していかなくとも、将来交通量の条件である平成42年にはネットワークが概ね完成していると考えている。

便益の発生時期について

事務局：一部供用開始からの便益を算出している。また、周辺道路の供用時にも便益は発生するが、便益の大きな跳ね上がりは当該道路の供用時となる。

事業展開の妥当性について

事務局：周辺関連事業も含めて展開を決定しており、当該道路については、工区

をわけて、ちやく2プロジェクトでも方針を打ち出し整備を進めている。
事業の優先順位の根拠および完成年度の策定について

事業の優先順位については、現時点では、最適か否かを判断するシミュレーション等の手法が確立していないため、用地買収の進捗状況や事業効果などを総合的に判断して予算を配分し、完成年度を策定している。

【一般国道208号 玉名バイパス】・・・事業継続

【一般国道 57号 熊本宇土道路】・・・事業継続

審議の結果、一般国道208号玉名バイパスについては、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

また、一般国道57号 熊本宇土道路については、対応方針（原案）を一部修正ののち、事業継続で了承された。

委員会での主な意見

今後、高規格幹線道路などでは、路線全体でも評価するように検討していただきたい。

今後も地域と連携して事業を進めていただきたい。

今後の道路整備においても、周辺の景観や自然環境に配慮していただきたい。

熊本宇土道路については、熊本天草幹線道路全線の事業促進も、対応方針に追加していただきたい。

熊本宇土道路については、観光面での必要性を対応方針に追加していただきたい。

熊本宇土道路について、熊本天草幹線道路の位置付けを明確にしていきたい。

委員からの主な質疑

事業進捗率と用地進捗率の関係について

事務局：事業特性によるが、一般的には用地進捗率の方が常に高い方が望ましく、買収はクリティカルなものを優先的に進めているが、用地ストックは不足気味になる傾向はある。

全線供用開始の時期について

事務局：玉名バイパスは、平成20年代初めに全線暫定供用し、その後、概ね10年後を目処に全線完成供用する予定。また、熊本宇土道路は、平成20年代中頃に全線暫定供用し、その後、概ね10年後を目処に全線完成供用する予定。

熊本天草幹線道路全線供用の目処について

事務局：天草側の事業主体である熊本県については、順次、事業化を行っており、既に一部は供用開始している。その他の区間についても、今後の事業費の予算配分次第ではあるが、順次、事業化する予定である。また、事業化後は順調に進めば10数年程度で供用開始が可能であるので、将来交通量の条件である平成42年までには全線供用していると考えている。

熊本宇土道路に関する本委員会での審議については、県施工分も含めて審議すべきではないか。

事務局：全体としての議論も必要であるが、事業評価監視委員会では、各事業箇所ごとに議論を行っている。また、熊本宇土道路は熊本天草幹線道路の一部を構成するものであるが、計画箇所は国道57号と並行しており、そちらの渋滞・事故減少の効果を図れるものとして評価できる。

自然環境に関する配慮について

事務局：自然、生物の成育環境状況の把握等は、道路事業において重要な要素であると認識しており、生態系の把握をするために調査確認は行っている。

【川辺川ダム建設事業】・・・事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

（対応方針抜粋）

事業は継続し、当面の間は、道路整備等の生活再建対策及び諸調査を実施することとする。

委員会での主な意見

今後、状況の進展に応じて報告すること。

委員からの主な質疑

生活再建対策にかかる費用の提示について

事務局：代替農地の盛土等、ダム本体工事と密接に関係する部分があるため、現段階で生活再建対策にかかる全体費用を算定できない。なお、現在までに、調査・設計費等を含めて、概ね2000億円程度を要している。今後、ダム諸元等が定まった段階でダム事業の全体費用を精査して提示することになる。

土地改良事業の敗訴とダム事業との関係について

事務局：土地改良事業の敗訴により収用裁決の申請を取り下げざるを得なくなったことから、ダム本体工事に着手できなかった。ただし、ダム事業は、河川法に基づく工事実施基本計画及び特定多目的ダム法に基づく基本計画に基づき実施しているものであり、治水上におけるダムの必要性は変わらない。このため、事業を継続し、当面は生活再建対策を引き続き実施する必要があると考えている。

利水が無くなった場合のダム事業費について

事務局：現時点で事業費を算定できないが、現計画における利水の費用負担割合は3.9%である。

森林保水力の共同検証の結果について

事務局：共同検証の結果については、両者の考えが一致したものではない。森林の保水力については、球磨川水系河川整備基本方針の策定に向けた社会資本整備審議会小委員会の審議でも取り上げられており、「森林の保水力はあるが過度な期待はできない」、「森林水文学の定説になっていない状況では治水計画に見込むことはできない」との見解が示されている。

その他

事務局より、ダム事業についての状況紹介が行われた。

【城原川ダム建設事業】